

千曲市議会広報モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千曲市議会広報モニター（以下「モニター」という。）を設置することにより、広く市民の意見を千曲市議会だよりの編集及び議会活動に反映させ、もって市民に開かれた議会運営を推進することを目的とする。

(職務)

第2条 モニターは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 千曲市議会だよりに関する意見を文書により提出すること。
- (2) 千曲市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) SNS等の活用に関する意見を文書により提出すること。
- (4) モニターミーティング等に出席すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

(定数)

第3条 モニターの定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は、1年とする。

2 モニターは、再任されることができる。ただし、連続して3期を超えることはできない。

(資格)

第5条 モニターは、市内に在住、在勤又は在学する者とする。

(募集方法)

第6条 モニターは、公募とする。ただし、議員は、適当と認める者をモニターに推薦することができる。

(委嘱)

第7条 モニターは、公募及び議員の推薦する者の中から選考し、議長が委嘱する。

(報償)

第8条 モニターに対する報償は、予算の範囲内において支給することができる。

(解嘱)

第9条 議長は、モニターから辞任の申出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、モニターを解嘱することができる。

- (1) 第5条に定める資格を満たさなくなったとき。
- (2) 職務の遂行が困難となる事由が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解嘱に相当する事由があると認めるとき。

(庶務)

第 10 条 モニターの設置に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 議長は、この告示の施行の日前においても、モニターの委嘱に係る必要な手続を行うことができる。